

全建事発第 006 号
令和 2 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

経営事項審査の事務取扱いについての改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」(令和 2 年国土交通省告示第 496 号)及び「建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 3 号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件」(令和 2 年国土交通省告示第 497 号)が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(平成 20 年国総建第 269 号)の一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する旨、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・国土交通省通知文 一式

以 上

(担当) 事業部 堤
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigyo@zenken-net.or.jp